

平成 2 2 年第 1 回上里町議会定例会会議録第 3 号

平成 2 2 年 3 月 8 日（月曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 (町長提出議案第 1 号)上里町防犯のまちづくり推進条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第 2 号)上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第 3 号)上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 (町長提出議案第 4 号)上里町職員の給与に関する条例及び上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 (町長提出議案第 5 号)上里町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 (町長提出議案第 6 号)上里町女性センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 (町長提出議案第 7 号)上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 (町長提出議案第 8 号)上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 (町長提出議案第 9 号)上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 6 (町長提出議案第 10 号)上里町道路線の廃止について
- 日程第 1 7 (町長提出議案第 11 号)上里町道路線の認定について
- 日程第 1 8 (町長提出議案第 12 号)平成 2 1 年度上里町一般会計補正予算（第 7 号）について
- 日程第 1 9 (町長提出議案第 13 号)平成 2 1 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 0 (町長提出議案第 14 号)平成 2 1 年度上里町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

- 日程第 2 1 (町長提出議案第15号)平成 2 1 年度上里町後期高齢者医療特別会計補正
予算(第 2 号)について
- 日程第 2 2 (町長提出議案第16号)平成 2 1 年度上里町神保原駅南土地区画整理事業
特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 2 3 (町長提出議案第17号)平成 2 1 年度上里町公共下水道事業特別会計補正
予算(第 3 号)について
- 日程第 2 4 (町長提出議案第18号)平成 2 1 年度上里町水道事業会計補正予算(第 2
号)について

出席議員(12人)

1 番	高 橋 正 行 君	2 番	齊 藤 邦 明 君
3 番	納 谷 克 俊 君	4 番	中 島 美 晴 君
5 番	荒 井 肇 君	6 番	新 井 實 君
8 番	高 橋 仁 君	9 番	伊 藤 裕 君
10 番	根 岸 晃 君	11 番	桜 井 彪 君
13 番	桜 井 正 君	14 番	小 暮 敏 美 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	関 根 孝 道 君	副 町 長	山 下 精 治 君
教 育 長	山 下 武 彦 君	総 務 課 長	久 保 勉 君
総合政策課長	高 野 正 道 君	税 務 課 長	福 島 雅 之 君
町民環境課長	清 水 澄 雄 君	福祉こども課長	飯 塚 邦 男 君
健康保険課長	高 杯 一 美 君	まち整備課長	岩 田 貞 祐 君
産業振興課長	大 場 信 也 君	下 水 課 長	豊 田 昇 君
人権共生課長	山 田 和 雄 君	学校教育課長	柴 崎 久 男 君
生涯学習課長	庄 邦 雄 君	指 導 室 長	丸 山 修 君
水 道 課 長	澁 澤 秀 実 君	図 書 館 長	齊 藤 直 君
老人センター所長	関 根 信 夫 君	会 計 管 理 者	戸 矢 三 樹 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 戸 矢 隆 光 次 長 須 田 孝 史

開 議

午前9時0分開議

議長（根岸 晃君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に続き本日の会議を開きます。

日程第7 町長提出議案第1号 上里町防犯のまちづくり推進条例について

議長（根岸 晃君） 日程第7、町長提出議案第1号 上里町防犯のまちづくり推進条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第1号 上里町防犯のまちづくり推進条例についての提案理由を申し上げます。

初めに、提案理由といたしまして、犯罪のない安全で安心な町づくりを推進するため、防犯の町づくりに係る基本事項を制定いたしたく本案を提出するものであります。

近年、おれおれ詐欺をはじめといたしまして、子供や老人に対します犯罪が増加し、住民生活が脅かされておるところでございます。本町といたしましても防犯パトロールの実施や防犯意識の啓発に加えまして、地域における自主防災活動の支援などを実施してまいっておるところでございます。

ついては、犯罪を未然に防止し、安心して住民生活が営まれるよう、町づくりを行政、住民、事業者が一体となって取り組み、安全な地域社会を構築するため、基本的な理念やそれぞれの責務等を定めるものであります。

本条例の制定に当たりまして、安全で安心な町づくりを推進するための取り組みを引き続き実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、改正概要と条文の概要について申し上げたいと思いますが、第1条関係につきましては、この条例の目的を規定したものであります。

町、町民及び事業者の責任と義務を明確にいたしまして、安全安心な町づくりに関する施策の基本となる事項を定めることによりまして、町民が安心して生活することができる安全な地域社会の構築を目的としておるところでございます。

この条例は、町民等の権利を制限し義務を課する内容の規制条例ではなく、安全・安心な町づくりを推進するための基本理念を定めた理念条例であるわけでありまして。

第2条関係でございますけれども、この条例の重要な用語の意義を規定をいたしたものであります。

アといたしまして、犯罪とは、法令に違反して、町民の生命及び財産を脅かす行為といたしております。

イの防犯とは、犯罪の発生を未然に防止する活動をいっておるところでございます。

ウといたしまして、町民とは、町内に居住し、または滞在する者をいっておるところでございます。

エの事業者といたしましては、町内において商業、工業、その他の事業を営む者としております。

オといたしまして、関係機関とは、埼玉県、埼玉県警察及び町内において防犯活動を推進している団体といたしました。

次に3条関係でございますが、この条例の基本理念を規定いたしました。

町民一人一人が、治安の確保はだれかが守ってくれるかという他人に依存するものではなく、みずからの地域はみずからが守るという連帯意識のもと、それぞれの役割を果たしつつ相互に補い合い、協働することにより自主的な防犯活動が積極的に推進される地域社会を実現することが基本理念として推進することといたしているところでございます。

4条関係につきましては、町の責務を規定しておるところでございます。

安全安心な町づくりの推進のため、町が必要な計画を策定し、施策を実施することとし、4項目の規定をいたしておるところでございます。

といたしまして、防犯に対する意識の啓発、防犯かわらばん、それから防犯パトロール車による巡回等であります。

といたしまして、町民及び事業者による自発的な防犯活動、防犯パトロール等でありますけれども、に対する支援であります。

といたしまして、防犯を目的とする環境の整備、道路、公園、学校等の施設の防犯対策等であります。

といたしまして、その他目的を達成するために必要な事項を定めるというものであります。

5条は、町民の責務について規定をいたしたものであります。

アといたしまして、犯罪防止に関する意識を高め、みずからの安全の確保に努めることが挙げられております。

町民は日常生活において、空き巣、ひったくり、車上ねらいなどの被害者にならないよう、自衛策を講ずることが挙げられおるところでございます。

イといたしまして、具体的には玄関の施錠等を二重にする、ひったくり防止網を自転車のか

ごにつける、ハンドバックを車道側にかけて歩かないなどがあります。

ウといたしまして、町民一人一人が犯罪に対する危険意識を持ち、簡単な自衛策をとること
でかなりの犯罪発生が減少が図られるということでございます。

エといたしまして、自己防衛にあわせて、地域でも行う犯罪の防止活動である防犯パトロー
ルなどに積極的に参加を促進していくということでございます。

オといたしまして、町が実施する安全安心な町づくりの施策へ協力を求めています。

第6条関係でありますけれども、事業者の責務について規定をいたしておるところござい
ます。

アといたしまして、町民と同様にみずから安全の確保に努めるとともに、地域社会の一員と
して地域で行う諸活動に積極的に参加することや、店舗の事務所荒らしや駐車場の車上ねらい
などの犯罪防止策をはじめ、事業全般にわたる防犯対策への取り組みを求めているところござ
います。

イといたしまして、町が実施する安全安心町づくりの施策へ協力を求めているところござ
います。

次に、7条関係であります、情報の提供（共有）についての規定をいたしておるところで
あります。

アといたしまして、安全安心な町づくりの推進を進める上で、警察署等から犯罪発生や不審
者情報の提供を受けたとき、その情報を町民、事業者及び関係機関と共有することで、犯罪発
生を未然に防止することが図られるものでありまして、提供方法につきましては、町広報、ホ
ームページ、安心メールなどで行います。

第8条関係が、推進体制の整備について規定をいたしたものであります。

町は、安全安心な町づくりを推進するため、町民、事業者及び関係機関と連携し、総合的か
つ計画的に取り組むための体制を整備いたします。

第9条関係は、委任について規定でございます、この条例の施行に当たって必要な事項は、
町長が別に定める規定を設けているところでございます。

附則関係でありますけれども、条例の施行を平成22年4月1日からとしておるところござ
います。

以上をもちまして、上里町防犯まちづくり推進条例についての提案理由とさせていただきます
。慎重審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

次に、参考といたしまして、埼玉県内の防犯まちづくり推進条例の制定状況であります、
これについては、22年2月19日現在ということで御理解いただきたいと思うわけではありますが、
県内70市町村があるわけではありますが、条例制定済みが61市町村、宣言済みが2市、草加市と

吉川市であります、いずれも未制定というところが7市町村あるわけでありまして、ただし騎西町、加須市は合併がありますので、5市町村となるだろうというふうに思っているところでございます。

以上が提案理由の説明でございます。よろしく願いをいたしたいと思えます。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

9番伊藤議員。

〔9番 伊藤 裕君発言〕

9番（伊藤 裕君） 9番、伊藤でございます。

町は防犯の推進に関する施策について総合かつ計画的に取り組むための体制を整備するとあります。かつて何度か交番の増設の要望が一般質問でもあり、また他からも出ていると思えますが、そこら辺はどのように推進されているのかお聞きをしたいと思えます。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 警察の要望につきましては、大変多くの皆さんの区長さんの要望書の署名をいただいて、我々も警察へ提出してあるわけでございますけれども、当初は署長も一生懸命、何とかもう一つつくろうということで意欲に燃えておったわけでございますけれども、今、埼玉県の財政状況も大変こういった厳しい状況になっておるとい、そういうことも恐らく関連しているんだろうと思えますけれども、場所まで見ていただいたんですけれども、その後の対応についてはなかなかはかばかしくいっていない、そういうのが実情でございます。署長も会うたびに何とかしなければとは言っておりますけれども、県のほうの本部のほうかそういう状況であるということで、非常に今動きが鈍くなっているのが実情でございます。

議長（根岸 晃君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第1号 上里町防犯のまちづくり推進条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 町長提出議案第2号 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（根岸 晃君） 日程第8、町長提出議案第2号 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第2号 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げたいと思います。

初めに、提案理由といたしまして、雇用保険法の一部を改正する法律の施行及び地方公務員災害補償法の改正に伴いまして、所要の改正をいたしたく本案を提出するものでございます。

次に、改正概要と条文の概要についてご説明を申し上げたいと思います。

雇用保険法の一部を改正する法律により、現行の地方公務員災害補償法附則第8条第3項で規定されておりました船員保険法による給付とその調整規定が削除され、非常勤の船員のうち、再任用短時間勤務職員である船員は地方公務員災害補償法に基づく補償が行われることとなったわけでございます。

そして、再任用短時間勤務職員以外の非常勤の船員については、地方公務員災害補償法第69条の規定を踏まえた条例に基づく補償を行うこととするものであります。本町におきましては、船員たる職員はいないと想定されますが、改正後の地方公務員災害補償法及び船員保険法の整合性を確保するため、本条例第16条中「第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）」でありますわけですけれども、これを削除するものであります。

附則でございますけれども、この施行期日は公布の日から施行するをいたしておるところでございます。

以上をもちまして、上里町議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

参考でございますが、先ほど申し上げましたけれども、本町には船員たる職員はおらないわけですけれども、条例の整合性を保つために条例の改正を行うということで御理解をい

ただきたいというふうに思うところでございます。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第2号 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 町長提出議案第3号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（根岸 晃君） 日程第9、町長提出議案第3号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第3号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明をさせていただきます。

初めに、提案理由といたしまして、老人ホーム入所判定委員会の新設のため、所要な改正を行いたく本案を提出するものであります。

上里町老人ホーム入所等措置に関する規則第9条では、老人福祉法第11条に基づく措置を行うに当たり老人ホームへの入所措置の開始または変更等において、老人ホーム入所判定委員会において入所措置の要否等の判定のための意見を聞くことと規定しておるところでございます。このたび、非常勤特別職に対しましての位置づけを行うものでございます。

改正概要と条文の概要でございますけれども、別表1の一部を改正いたしまして、地域包括

支援センター運営委員会の項の次に、老人ホーム入所判定委員を加え、委員は医師とその他に区分し、それぞれの日額報酬として、医師の委員さんにつきましては6,200円、その他の委員さんにつきましては3,600円といたしました。費用弁償等は、それぞれ1,500円の規定をいたしているところでございます。

なお、委員会は委員5人で構成し、そのうち日額報酬や費用弁償等の支給対象者数は医師、民生委員・児童委員協議会長、老人福祉施設長の3人となるところでございます。あとの2人につきましては職員になります。

附則ですが、施行期日は平成22年4月1日から施行といたしたいと考えておるところでございます。

以上をもちまして、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第3号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 町長提出議案第4号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

議長（根岸 晃君） 日程第10、町長提出議案第4号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第4号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げたいと思います。

初めに、提案理由といたしまして、平成21年8月11日付人事院勧告及び同年9月15日付埼玉県人事委員会勧告を踏まえまして、職員の住居手当の改定及び労働基準法の一部を改正する法律の施行に伴いまして勤務時間外の手当の改正等について所要の改正をいたしたく、本案を提出するものであります。

人事院勧告につきましては、昨年11月の臨時議会におきまして、上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議決いただいておりますが、今般につきましては住居手当のうち持ち家に対する手当の支給を廃止するとともに、労働基準法の一部改正に伴いまして、1カ月当たり60時間以上時間外勤務を行った場合における支給率の割増し規定と時間外勤務手当の割増し支給にかわる措置といたしまして、新たに時間外勤務代休時間を新設するため、上里町職員の給与に関する条例及び上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、改正概要及び条文の概要でございますけれども、条文の概要について御説明申し上げますが、第1条といたしまして、上里町職員の給与に関する条例の一部改正を行うものであります。

上里町職員の給与に関する条例では、第4条の2及び第6条第4項の規定につきましては、用語整理を行うものであります。

第9条の2は、住居手当を規定したもので、職員が保有する自宅について月額3,500円、ただし新築または購入してから5年間は月額4,500円の支給規定を廃止するため、第1項第2号及び第2項第2号を削除いたすものでございます。

第12条の3項につきましては、用語の整理を行いまして、新たに3項を加えたものであります。

第4項といたしまして、月に60時間を超える時間外勤務等については、通常の実給割合（100分の125、135または100分の150、160）に100分の25、15を加算した割合で支給することが規定をされておるところでございます。

第5項につきましては、第4項に規定する勤務時間外の手当の加算（100分の25、15）を「時間外勤務代休時間」といたしまして取得した場合には、通常の実給割合を支給する

ことを規定しておるところでございます。

次に、第6項といたしまして、短時間勤務職員の時間外勤務手当につきましては、1日につき7時間45分に達するまでの時間外勤務時間は、第4項、第5項の規定を適用する場合の支給率を100分の100と扱うことと規定をしているところでございます。

次に、第2条といたしまして、上里町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

改正する条例の一部改正の内容でありますけれども、上里町職員の休日及び休暇に関する条例では、第8条の2の次に第8条の3（時間外勤務代休時間）を新たに追加いたします。

先ほどの上里町職員の給与に関する条例第12条の改正がございましたが、第1項の規定では、月60時間を超える時間外勤務について、時間外勤務手当の加算を行うに当たり、加算部分を時間外勤務代休時間として取得することができるという規定にいたしているところでございます。

第2項では、第1項の規定により時間外勤務代休時間を措置された場合には、正規の勤務時間に勤務を要しない旨を規定したところでございます。

第10条第1項については、用語の整理を行うとともに休日の代休日の指定については、時間外勤務代休時間を指定された日を除くものと規定をいたしたところでございます。

附則といたしまして、第1項といたしまして施行期日は平成22年4月1日と規定をいたしました。

第2項といたしまして、住居手当の経過措置を規定いたしたところでございます。持ち家に係る支給関係規定となる第9条第1項第2号及び同条第2項第2号の規定により廃止されましたが、引き続き平成24年3月31日までの間をこれまでと同様に効力を有する旨を規定いたしました。

第3項といたしまして、上里町職員の育児休業に関する条例の一部の改正を行うものであります。

第12条第1項には、時間外勤務手当の特例規定といたしまして、改正後の上里町職員の給与に関する条例の規定に合わせ、読み替え規定を追加いたしましたものであります。

以上をもちまして、上里町職員の給与に関する条例及び上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

この規定につきましては、先ほど申し上げましたとおり、参考でありますけれども、今までの住居手当の関係につきましては自宅につきまして3,500円、新築につきましては5年間4,500円という規定があったわけでありましたが、これを廃止いたすわけでありまして、経過措置として、当分の間、3年間を一応目途としているわけでありまして、よその市町村等の経過を

踏まえて3,500円の支給を行いたいということで経過措置をとらせていただくということでございます。

それから、60時間以上の時間外勤務された職員につきましては、6時間以上につきましては勤務時間外の代休をとることができるという規定も今回定めさせていただいたということでございます。

これにつきましては、当然、職員組合との協議が必要でございまして、これらにつきましては協議を重ねて、22年2月10日に職員団体との交渉が成立をいたしましたので、今回の条例改正を提案させていただいたということでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思いません。

以上であります。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

3番納谷君。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 住居手当の持ち家分の廃止が24年4月1日以降実施されると、どのくらいの節減になるのでしょうか。

議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 新築で4,500円で18人、年間で97万2,000円余り、持ち家につきましては月額3,500円で60人でございまして、252万円、合計で78人おられるようございまして、350万円余りの減額がなされるということになるわけでありまして、先ほど申し上げましたとおり、職員組合との交渉の経過におきまして、当面は3年間3,500円を支給し、あと廃止するという方向でございます。

児玉郡市の状況では、まだ継続するというのがほとんどでございますけれども、上里町におきましては職員団体の御理解をいただいて、こういう経過ができたということでございます。

議長（根岸 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第4号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 町長提出議案第5号 上里町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例について

議長（根岸 晃君） 日程第11、町長提出議案第5号 上里町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第5号につきましては、上里町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての提案であります。

提案理由の内容を申し上げます。

乳幼児医療費の助成につきましては、小学校就学前までの乳幼児医療を対象といたしまして、支給対象者の年齢上限額を中学生まで引き上げることといたしまして、子育て支援の充実を図るため所要の改正を行いたく本案を提出するものであります。

改正及び条文の概要でございますけれども、題名中「乳幼児医療費助成」を年齢拡大に伴いまして「こども医療費支給」に改めるものであります。題名変更に伴いまして、条項中に「乳幼児」を「こども」に、「助成」を「支給」に改めるものでございます。

第2条第1項につきましては、小学校就学前の始期に達するまでの者から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者と改め、同条第2項につきましては、「監護」が同義語となるため、同じ意味となる「監督保護」と改めるものであります。

第3条ただし書きにおきまして、支給対象から除く者を規定しておるところでございます。年齢拡大に伴いまして、「上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例に基づき医療費の支給を現に受けている者の保護者」を、また支給対象の「こども」を「満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者」と定めることといたしておるわけでありまして、「学校教育法第18条の規定による就学義務の猶予にかかわる者のうち、病弱、発育不完全及びそれに準ずる状態を除く事由のため就学困難と町長が認める者」を削除いたしましたものであります。

第4条につきましては、対象の子ども医療費を支給する期間を「満15歳に達する日以後の最初の3月31日」までに改めるものでございます。

第5条第4項におきましては、児玉郡市内医療機関における一部負担金の窓口払いの廃止に伴いまして、保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払いに関する事務を埼玉県社会保険診療報酬支払基金及び埼玉県国民健康保険団体連合会等に委託する規定を設けたものでございます。

また、第9条につきましては、子ども医療費の支給を受ける権利は、譲渡、または担保に供することができない「権利の譲渡の禁止」規定を新設させていただいたものであります。

附則でありますけれども、施行期日は平成22年7月1日から施行いたしまして、経過措置といたしまして改正後の上里町子ども医療費支給に関する条例の規定は、支給対象となる子どもが施行期日以後に受けた医療について適用し、施行期日前に受けた医療に係る医療費につきましては、従前の例によるものとしたものであります。

以上が上里町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の説明及び内容説明でございます。慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

参考でございますけれども、小学校までを中学卒業するまでに改正をいたしたということと、それからこれは4月1日から事務を行うわけでありまして、周知徹底等があるわけでありまして、事務手続もございまして、7月1日から施行をいたしたいということであるわけでありまして、そういう意味で、これにつきましては、今年度は10カ月余りの適用期間ということになるだろうというふうに理解をしているところでございます。

以上が内容でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

4番、中島議員。

〔4番 中島美晴君発言〕

4番（中島美晴君） 4番、中島。

ただいま御説明をいただいたわけでありまして、少子化対策の子育て家庭への支援としては、大変に町長の決断に対しましてはありがたく、敬意を表するものでありまして、これで本当に特に若い子育て家庭の方にとりましては、安心してお子さんの具合が悪くなったときに医療機関にかかれるということで、本当に喜んでいただけることかと思っております。また、児玉郡内におきましても、本当に中学3年生までの無料化ということでは先駆けでありまして、1点、医

療機関への立て替え払い制度ということは、今後どういう形で検討していただけるのか、1点お伺いしたいんですけれども。

議長（根岸 晃君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） その件につきましては、児玉郡市内の医療機関であれば、2万1,000円を超えなければすべて窓口払いでよろしいという形で調整になるかと思えます。ただ、群馬県等については医療費の請求という事務がございまして、群馬県でかかったものについては、国保の方については群馬県の国民健康保険団体連合会のほうに請求が回って、その集計が埼玉県国保連のほうに来まして、それが我が町に配分されてくるという形でございますので、群馬県、この管外の医療にかかわる部分については、すべて償還払い、自己払いという形になりますので、従来どおりに医療費の領収等をつけていただいて請求いただくということしか、どうしてもこれ国の根幹の請求事務になりますので、社会保険も同じく、国保も同じくという形で、その制度は全国的な展開になるかと思えますので、今後、その方向性で検討いただくしかないかなという、そんなお願いをしていきたいと思っております。

議長（根岸 晃君） ほかに。

6番、新井議員。

〔6番 新井 實君発言〕

6番（新井 實君） 上里町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正ということで、乳幼児医療費の助成をこども医療費に支給を改めていただき、小学校上がるまでの子から本当に、当初は小学校6年生ぐらいまでの医療手当の助成ということをして、町長も先輩議員の答弁にしておられた中において、この財政事情の悪い中、本当に中学3年生までということで、埼玉県の町村では前例がない、医療費の助成ということで決定していただきまして、本当にありがとうございました。

それで、今まで小学校に上がる児童まで医療費の助成をしたんですけれども、これを中学3年生ぐらいまでの医療費助成ということで、9年間医療費の支給を無料でするわけですけれども、これ暫定的に年間どのくらいの費用の増加でしょうか。それだけ一応、今までの状態と今後小学校1年生から中学3年生までの費用負担について概略で、大体でいいんですけれども、ちょっとお聞きしておきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（根岸 晃君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 今の概略で申し上げますと、費用見込み額では約6,000万ぐらいが、これは費用額ですので、ただそれがどこまで負担になるかというのはちょっと今後の

診療し次第という形になるかと思えますけれども、そんな状況で。

〔「1カ月か、12カ月ですか」の声あり〕

健康保険課長（高杯一美君） 12カ月で見ております。ですから、今年の7月1日以降の給付については順次手続が進むと思えますので、その辺はまた進行の中で予算の執行をしていきたいと思っております。

議長（根岸 晃君） 6番、新井實議員。

〔6番 新井 實君発言〕

6番（新井 實君） 今の費用額について6,000万円ということは、要するに乳幼児から中学3年までの総額ですか、それとも私がさっき質問したように、これからの小学校1年生から中学3年生の分に、その辺を、すみませんがもう一度。

議長（根岸 晃君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） ただいま申し上げたものは増額になる分という形で御理解いただきたいと思います。

議長（根岸 晃君） 6番、新井議員。

〔6番 新井 實君発言〕

6番（新井 實君） じゃ今までかかった、暫定でいいんですけども、乳幼児から学校上がるまでの方の1年の概略をちょっとお聞きしておきたいんですけども、すみません。

議長（根岸 晃君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 8,000万ぐらいですかね。一般財源、投資という形ですね。

健康保険課長（高杯一美君） すみません、4,600万ですね。一般財源からは4,600万ぐらいという形で、あとは……従来のでいきますと4,700万から5,000万程度の状況で推移していると思います。

議長（根岸 晃君） ほかにありませんか。

3番、納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 3番、納谷です。

本改正をするに当たり、内部で協議する中でこども医療費支給について所得制限等を設けようとかという議論はあったんでしょうか。とかく今、国の子ども手当の件もそうなんですけれども、所得水準に関係なく一律支給ということなんですけれども、制度の趣旨としてはある程度所得のある方には、今、この財政状況の厳しい中、すべてに支給するというのがいいかどうか

かというその議論もあると思うんですね。このような形で今回そういったものは設けず出されてきたわけですがけれども、議論の過程でそのようなことがあったのか、また今後の推移を見ながら所得制限等を設けるということもあり得るのか、この2点についてお尋ねいたします。

議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） これに限らず、今いろんな手当の支給がなされているわけでありましてけれども、最近の傾向といたしましては所得制限は設けないでいこうというのが一般的な社会の流れであるというふうに思っているところでございます。それがいいか悪いかいろいろ議論はあるんでしょうけれども、そういうようなその状況、よその状況、それから今まで乳幼児医療費の場合におきましても、そういう制度をとってございませんので、今度拡大する部分につきましても今までの条例の引き継ぎをいたしまして、それを設けないということに今回は考えているところでございます。これから、社会情勢、よその市町村等の状況等がどう変わるかによって、それらも検討される事項であるというふうに理解をしているところでございます。

議長（根岸 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第5号 上里町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 町長提出議案第6号 上里町女性センター設置及び管理条例の一部を改正する
条例について

議長（根岸 晃君） 日程第12、町長提出議案第6号 上里町女性センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第6号 上里町女性センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げたいと思います。

初めに、提案理由といたしまして、男女共同参画社会への進展に合わせ、女性センターの名称変更を行うため、所要の改正をいたしたく本案を提出するものでございます。

女性センターは、女性の地位の向上や福祉の増進を図るため、女性施策の推進の拠点施設として平成11年に設置をされたものでございます。

女性施策の進展に合わせまして、社会情勢の変化によりドメスティックバイオレンス対策など幅広い施策の展開が行われ、名称も男女共同参画センターが広く使用されているところによるところでございます。

本町におきましても名称変更につきましては、女性センター運営委員会においても名称変更が協議された経緯がございましたが、今般、平成21年9月に男女共同参画推進審議会から男女共同参画推進プランについての答申の中に、附帯決議事項といたしまして女性センターの名称変更が盛り込まれたところでございますし、要望されたところでございます。

つきましては、答申の附帯決議について検討を重ねたところ、男女共同参画推進プランの策定に合わせまして、男女共同参画推進センターに名称変更いたしたいということで本案を提案させていただくものでございます。

改正概要・条文の概要について説明をさせていただきます。

改正概要でございますけれども、提案説明でもございましたけれども、名称変更に伴い、題名を初め条文に使用されております施設名を変更するとともに、あわせて文言の整理や字句の一部を修正するものでございます。

まず、名称変更に伴いまして、題名、第1条から第6条及び第8条から第12条までの規定中「女性センター」を「男女共同参画推進センター」に改めるものであります。

文言の整理でございますけれども、第3条第1項の後段の中に、「また、」を加え、第4条では文言を整理するものでございます。

第6条につきましては、後段の条文を整理いたしまして、第6条の本文から削りまして、新たに1項として同じ規定を文言整理して規定するものでございます

次に、附則でございますけれども、施行期日を平成22年5月1日から施行いたしたいということでございます。

次に、名称変更に伴いまして、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を行いました。

別表中、女性センターの所長及び女性センター運営委員会委員を男女共同参画推進センター

所長及び男女共同参画推進センター運営委員会委員に改めたものでございます。

以上をもちまして、上里町女性センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。慎重審議をいただきまして、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

参考でございますけれども、今までのいろんな議員さんの懇談会や女性センター運営委員会の審議、男女共同参画推進プランの策定の中で、名称変更を求められましたので、今回、その審議の過程を踏まえまして改正をいたしたいということでございます。

なお、これにつきましては、22年5月1日から施行いたしたいということございまして、当然、今回の予算でいろいろな予算を計上させていただいているわけですが、それらの執行を兼ねますと、やはり5月1日が適当であるということとさせていただいたということをお理解賜りたいというふうに思うところでございます。

以上であります。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第6号 上里町女性センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前9時55分休憩

午前10時15分再開

議長（根岸 晃君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1 3 町長提出議案第 7 号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 1 4 町長提出議案第 8 号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について

日程第 1 5 町長提出議案第 9 号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議長（根岸 晃君） 日程第13、町長提出議案第 7 号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件、日程第14、町長提出議案第 8 号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての件、日程第15、町長提出議案第 9 号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件、以上の 3 件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

なお、議案第 7 号から議案第 9 号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第 7 号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 8 号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について、議案第 9 号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について、3 件を一括して説明申し上げたいと思います。

最初に議案第 7 号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、それから議案第 8 号、第 9 号を一括させていただきます。

提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、厳しい行財政環境を勘案し、行政改革の推進及び財政負担軽減のため、上里町長、副町長及び上里町教育委員会教育長の給与、議会議員及び非常勤特別職の費用弁償等並びに一般職職員の旅費のうち日当について特例措置を継続いた

したく、本案を提出するものでございます。

一 昨年の秋、リーマンショック以来の世界経済不況によって、我が国は大変厳しい経済情勢でございます。市町村においても、その影響が税収減となって顕在化しておるところでございます。

こうした厳しい財政状況を勘案し、改めて簡素で効率的な行政運営を図るため、継続した行政改革の推進が必要とされているところでございます。これらまで実施してまいりました特例措置を延長して、財政の負担の軽減を図っていきたいということでございます。

改正概要・条文の概要でございますけれども、上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げたいと思います。

第1条では、上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部改正でございます。附則第2項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」までに改めるものでございます。

第2条では、上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部改正でございます。附則第2項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改めるものでございます。

次に、上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げたいと思います

第1条では、上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部改正でございますが、附則第2項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改めるものでございます。

第2条では、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部改正でございます。附則第2項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改めるものであります。

次に、上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、附則第3項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改めるものでございます。

附則ですが、施行期日といたしましては、いずれも条例を公布の日から施行いたしたいということでございます。

以上をもちまして提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議をいただきまして御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

これについての参考説明でございますが、先ほど申し上げましたとおり、行財政改革を継続して行うということでございまして、特例条例をそれぞれ1年間延長いたしたいということで

ございます。

そういうことで、それに対する影響度について御説明申し上げたいと思いますが、町長、副町長、教育長合わせて年間624万円余りの減額を図れるということでございます。議会議員、それから非常勤特別職の費用弁償につきましては280万円余りであるわけでありまして、職員につきましては一般職員の旅費等の日当を削減いたすわけでございまして、326万円余りの減額になるということでございますので、御理解を賜りたいというふうに思うところでございます。

以上でございます。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第7号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第8号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第9号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例

についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 町長提出議案第10号 上里町道路線の廃止について及び日程第17 町長提出議案第11号 上里町道路線の認定について

議長（根岸 晃君） 日程第16、町長提出議案第10号 上里町道路線の廃止について、日程第17、町長提出議案第11号、上里町道路線の認定についての件、以上の2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

なお、議案第10号及び議案第11号の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第10号 上里町道路線の廃止についての提案理由を説明申し上げたいと思います。

初めに、提案理由でありますけれども、路線変更及び土地改良事業に伴い、道路法第10条第3項の規定により上里町道路線を廃止いたしたく、本案を提出するものであります。

条文の概要でございますけれども、上里町道路線の廃止につきましては、路線数が25路線、総延長が4,850.12メートルでございます。

路線名及び詳細につきましては、お手元に配付しておりますので、廃止認定調書に記載されておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上をもちまして、上里町道路線の廃止についての提案説明とさせていただきます。

次に、議案第11号 上里町道路線の認定についての説明をさせていただきます。

提案理由でありますけれども、道路用地の寄附採納、路線変更及び土地改良事業に伴い、道路法第8条第2項の規定によりまして上里町道路を認定いたしたく、本案を提出するものでございます。

条文の概要でございますが、上里町道路線の廃止については、路線数が44路線、総延長が7516.92メートルでございます。

路線名をはじめ、詳細につきましてはお手元に配付しております廃止認定調書に記載されて

おりますので、御覧いただきたいと思うところでございます。

以上をもちまして、上里町道路線の廃止及び認定の提案理由の説明とさせていただきます。
慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

次に、参考でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、廃止につきましては土地改良により旧道路敷が基盤整備されることによりまして廃止件数が25路線、それから認定につきましては、開発に伴う道路位置指定による寄附、それから開発許可に伴う道路の帰属、それから土地改良による基盤整備による新道路になるものがございまして、認定件数、先ほど申し上げましたとおり44路線になるわけでございます。

参考でありますけれども、上里町の路線数更新前2,249、更新後は2,268、差し引き19の増になっておるところでございます。総延長面積は42万2,200.10メートルであります。更新後は42万7,115.60でございまして、4,915.50の増となっているところでございます。

以上で説明とさせていただきます。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第10号 上里町道路線の廃止についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第11号 上里町道路線の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午後1時30分再開

議長（根岸 晃君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 町長提出議案第12号 平成21年度上里町一般会計補正予算（第7号）

議長（根岸 晃君） 日程第18、町長提出議案第12号 平成21年度上里町一般会計補正予算（第7号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第12号 平成21年度上里町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

平成21年度上里町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,856万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億8,998万円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条ですが、地方債の変更は、「第2表 地方債」によるものであります。

第3条になりますが、地方自治法第213条第1項の規定により繰り越し使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」によるものであります。

次に、2ページでありますけれども、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入1款の町税についてであります。項1町民税については、個人所得割の増額と法人税割の減額との差し引きの補正であります。項4町たばこ税につきましては、決算見込み額による減額であります。

次に、3款利子割交付金から8款自動車取得税交付金までであります。決算見込み額の増減を見込んで補正をいたしましたものであります。

12款分担金及び負担金についてであります。保育所運営費保護者負担金が主な補正の内容であるわけであります。

13款使用料及び手数料は、町営住宅の使用料の減額見込みによるものであります。

14款国庫支出金の項1国庫負担金については、保育所運営費負担金の減額が主な内容でございます。項2国庫補助金につきましては、平成22年度から始まる子ども手当の準備事業費補助金や新たに臨時交付金として地域活性化・きめ細かな臨時交付金6,607万4,000円、地域活性

化・公共投資臨時交付金2,168万8,000円の増額の内容であるわけであります。

15款県支出金につきましては、全国瞬時警報システム整備促進事業補助金の924万円であり
ます。各補助事業執行による増減額を計上いたしましたものであります。

18款繰入金につきましては、財政調整基金、ふるさと基金の繰り入れを全額戻すこととなっ
たわけでございます。

19款繰越金につきましては、前年度からの繰越金をすべて計上させていただいたところであ
ります。

21款町債につきましては、上里東小学校校舎改修事業債の減額など、事業実施によりまして
確定した金額6,150万円を減額補正させていただいたものであります。

歳入合計では、現計予算に対しまして1億8,856万6,000円を追加いたしまして、77億8,998
万円とするものであります。

次に、4ページの歳出を見ていただきたいと思います。1款総務費から10款公債費までで
ございまして、各課にわたる事業といたしまして地域活性化の経済危機対策臨時交付金事業や
きめ細かな臨時交付金事業、それから公共投資臨時交付金事業などの事業費と給与費等の増減
額の計上をいたしましたところであります。

主な内容でありますけれども、2款総務費項1総務管理費は給与費の減額でございます。そ
れから、奨学資金の貸付基金への1,200万円の積み立てでございます。それから、全国瞬時警
報システム設置工事費924万円、臨時交付金によるコミュニティーセンターの改修や交通安全
対策事業などであります。

3款項1社会福祉費、各種給付金の給付事業の変動による過不足や、きめ細かな臨時交付金
による老人センターの改修事業、それから国民健康保険特別会計と介護保険特別会計、後期高
齢者医療特別会計への繰出金などの過不足による計上であるわけであります。

4款衛生費につきましては、各種事業費の過不足や、きめ細かな臨時交付金による公共施設
下水管の接続工事費などを計上してあるものであります。

7款土木費につきましては、きめ細かな臨時交付金事業として道路維持補修事業と、それか
ら道路新設改良事業を含めて5,271万8,000円の補正や、それから神保原駅南土地区画整理事業
特別会計への繰出金などとなっております。

9款教育費につきましては、上里東小学校校舎改修工事の減額が主な内容となっているとこ
ろでございます。

10款公債費につきましては、借入先や条件等の変更により減額をするものであります。

以上、歳出合計も歳入合計同様、現計予算に対しまして1億8,856万6,000円を追加いたしま
して77億8,998万円とするものであります。

次に、6ページが地方債の補正でありますので、6ページを御覧いただきたいと思います。

事業実施によりまして、限度額を補正するものでございまして、補正前の限度額を6,150万円減額いたしまして6億204万9,000円とするものであります。

続きまして、7ページが繰越明許費の関係であるわけでありまして。地域活性化、それから経済危機対策事業や補正額の全額の繰り越しをする地域活性化・きめ細かな臨時交付金、それから上里サービスエリア周辺地区道路整備事業、子ども手当支給事業など、事業の年度内完了が困難のため、繰越明許費として計上いたすものであります。

以上が一般会計補正予算の提案の説明でございます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げる次第であります。

続きまして、お手元に大きいA3のページのものを配付してございますので、それをひとつ御覧になっていただきたいと思うわけでありまして。

〔以下、上程中の議案について 副町長 山下精治君補足説明〕

以上が一般会計の内容でございます。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑はありませんか。3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） ちょっと待ってくださいね……国保の関係だったんですけれども、補正予算書19ページ、国民健康保険特別会計繰出金1億8,657万8,000円ということですが、たしか12月ごろだったでしょうか、補正のときもお話をさせていただいたかと思うんですけれども、今回の補正で4億円以上ですかね、当初予算から合計しますと。特に医療費分だけで3億6,000万円ぐらいの繰り出しになるかと思うんですが、前回同様の質問になってしまうんですけれども、これだけの多額の一般会計から国保会計に繰り出されるということは、国民健康保険特別会計の性質から言って、そろそろ国保自体も含めての医療費並びに国保税の適正化というものを考えていかなければならない時期かと思うんですけれども、この辺について1点、どのようにお考えかをお伺いいたします。

2点目何ですけれども、15ページになりますけれども、交通安全対策事業ですかね、工事請負費で街路灯を新設工事費375万円ということで計上されておりますが、こちら大体どの場所に何基ぐらいかということで確認のためにお伺いいたします。

とりあえず2点でお願いいたします。

議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御承知のとおり、国保会計につきましては国の財政調整交付金、それから療養給付費負担金、それから県の財政調整交付金等々、それらとそれから税収で賄うというのが基本となっているわけでございますけれども、現行、その税で賄う部分約50%でありますけれども、その部分が十分機能していないといいたいまいしょうか、それだけを賄うだけの費用に至っていないということございまして、その不足額を町が一般会計から出しているということでございます。約3億5,000万ぐらいになるのかなというふうに思っているわけでありまして、それらについてはやはり今のこれからの国保会計の安定的なもの、町の財政の安定的なことを考えますと、やはりそれらの保険税の関係についてもそろそろ考えていかなければならないというふうに思うわけでありまして、ただ、国のほうで医療費の全般的な見直しを図るといようなこともあるわけでありまして、国保につきましても県で一本化するといようなお話もあるわけでありまして、それらの推移を見ながら十分検討してまいりたいというふうに考えています。

議長（根岸 晃君） 町民環境課長。

〔町民環境課長 清水澄雄君発言〕

町民環境課長（清水澄雄君） 設置の本数ですけれども、15基です。15基を神保原駅南口ですか、約200メートルの間をとということでございます。

議長（根岸 晃君） ほかにありますか。

3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 14ページのところなんですけれども、公共用地及び施設取得基金積立金ということで1,027万3,000円積み立てをなさるといことなんですけれども、これはゴルフ場の部分とは全く関係ないところということによろしいんでしょうか、確認のため御質問させていただきます。

議長（根岸 晃君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 高野正道君発言〕

総合政策課長（高野正道君） 14ページの公共用地取得管理事業の積立金の関係でございますけれども、この内容につきましては、歳入でもみまます普通財産の売払代金917万3,000円と物品の売払代金の合計をこの公共用地の取得基金のほうへ積み立てをするという事業でございます。

議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 公共用地の売り払いにつきましては、道路だとか住宅に接続している不用の道路、そういうものが数あるわけでありまして、それらを地権者の方々、接続している方々と交渉が成立したものについて不用財産として売り払いをしていくということになっておりますので、今回、それらのついたものについて計上させていただいたということでございます。

あと、売り払いについては、先ほど申し上げましたとおり、第2分団の消防車の売り払いの代金であります。

議長（根岸 晃君） ほかに質疑はございませんか。

6番新井議員。

〔6番 新井 實君発言〕

6番（新井 實君） 補正予算の大きいほうの3ページの福祉子ども課の主な歳入、負担金の2番目、保育所運営費保護者負担金滞納繰越分130万、ここに書いてあるんですけども、上里町における全体の保育園の保護者の負担金の滞納額というのはどのくらい、入金になってはいますけれども、残額はどのくらいあるんですか。すみません。

議長（根岸 晃君） 福祉子ども課長。

〔福祉子ども課長 飯塚邦男君〕

福祉子ども課長（飯塚邦男君） 御説明申し上げます。

今現在、残高おおよそ800万程度でございます。

議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 今、福祉課長のほうから800万円という話があったわけでありまして、けれども、町では保育料の特別対策として、今徴収に力を入れているわけでありまして、差し押さえ等々を踏まえて、税と同じような形で差し押さえ等を踏まえながら、今の徴収に一生懸命努力しておりますので、それらの結果で今回も130万円の歳入が出てきたということでございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（根岸 晃君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第12号 平成21年度上里町一般会計補正予算（第7号）についての件を起立に

より採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 町長提出議案第13号 平成21年度上里町国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)

議長（根岸 晃君） 日程第19、町長提出議案第13号 平成21年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第13号 平成21年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成21年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条であります。歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ203万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,011万9,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

補正予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

第1表が歳入歳出予算補正であるわけでありまして、歳入についてであります。初めに款1国民健康保険税についてであります。景気の低迷等により保険税の収納率が伸び悩み、予算額を下回る見込みとなったため、494万6,000円を減額いたしまして6億8,155万1,000円とするものであります。

款3国庫支出金であります。項1国庫負担金につきましては療養給付費等国庫負担金でありまして、歳出の一般療養給付費、療養費、高額療養費の支出見込額の前期高齢者交付金を差し引いた金額及び老人保健医療費拠出金、それから後期高齢者医療費支援金等、介護納付金のおおむね34%相当額6億1,949万5,000円に決定したため減額補正をいたすものであります。また、高額療養費共同事業負担金であります。歳出の高額療養費共同事業医療費拠出金の補正

額36万4,000円の4分の1相当額9万1,000円を補正するものであります。

項2 国庫補助金であります。国庫負担金同様、歳出の一般療養給付費、それから療養費・高額療養費等の支出見込額から前期高齢者交付金を差し引いた金額及び老人保健医療費拠出金、それから後期高齢者医療費支援金等、それから介護納付金のおおむね7%相当額1億4,991万4,000円に決定いたしましたため減額補正をいたすものであります。

次に、国庫負担金、補助金でありますけれども、国庫支出金を1億8,494万4,000円減額いたしましたして、7億8,617万5,000円といたすものであります。

続きまして、款4 療養給付費交付金であります。60歳から65歳までの退職者医療費に係る療養給付費及び高額療養費について、診療報酬支払基金から支払いされますので、2,180万2,000円増額し1億9,153万1,000円とするものでございます。

続きまして、款6 県支出金であります。項1 県負担金につきましては、国庫負担金と同様に、高額療養費共同事業負担金として高額療養費共同事業医療費拠出金の4分の1相当額9万1,000円を補正するものであります。

また、項2 県補助金につきましては、普通財政調整交付金として国庫支出金同様、歳出の一般療養給付費、それから療養費、高額療養費の支出見込額から前期高齢者交付金を差し引いた金額及び老人保健医療費拠出金、それから後期高齢者医療費支援金等、それから介護納付金のおおむね6%相当額1億771万5,000円に決定をいたしましたため、減額をいたすものであります。医療費適正化対策の県費特別調整交付金1,799万6,000円が見込まれたため補正をしてあるものであります。

続きまして、款7 共同事業交付金であります。1件当たり80万円を超える高額医療費について都道府県単位で費用負担の調整を図るための高額療養費共同事業交付金及び1件当たり30万円を超える医療費について、都道府県単位で費用負担の調整を図る保険財政共同安定化事業交付金の額の確定に伴いまして補正をさせていただいたものであります。

続きまして、款9 繰入金でありますけれども、一般会計からの繰入金でございまして、職員給与費等事務費分の減額と、それから被保険者の年齢構成が高齢者に偏っていることにより国保財政が受ける影響額750万5,000円の一般会計からの繰入金の補正及び国庫支出金、県支出金の減に伴いまして、歳入の歳出に不足する額1億7,997万6,000円を一般会計から、その他会計繰入金として補正するものであります。

続きまして、款11 諸収入であります。一般被保険者及び退職被保険者等の交通事故による医療給付費等についての納付金額の322万2,000円の補正をいたすものであります。

歳入合計につきましては203万8,000円を追加いたしまして、総額30億5,011万9,000円といたすものであります。

続きまして、歳出であります。款1 総務費については、職員給与費等の確定に伴う減額補正及び70歳以上から74歳以下の高齢者の方については、平成22年4月1日から一部負担が2割となる予定でしたが、平成22年度についても軽減措置を継続するため、対象者への郵送する高額受給者証の郵便代等の補正をするものであります。

款2 保険給付費から款6 介護納付金につきましては、国・県支出金等の補正による財源補正であります。

款7 共同事業拠出金につきましては、歳入の共同事業交付金と同様に、都道府県を単位に調整する高額医療費共同事業拠出金並びに保険財政共同安定化事業拠出金の確定に伴う減額補正であるわけでありまして。

款8 保健事業費につきましては、医療費通知等の郵便代及び人間ドック等の補助金が不足する額69万2,000円の補正をいたすものであります。

歳出につきましては、歳入同様203万8,000円を追加いたしまして、総額で30億5,011万9,000円とするものであります。

以上が、平成21年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案説明の内容であります。慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

先ほど同様、お手元に大きい一覧表がいておりますので、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

〔以下、上程中の議案について 副町長 山下精治君補足説明〕

以上であります。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑はありませんか。13番桜井議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 桜井です。

補正予算書の7ページにありますが、保険給付費ですけれども、この7ページに財源補正があるんですけれども、一般被保険者療養給付費ですが、国・県支出金が1億8,419万3,000円減収し、それを一般財源にかわっていると。この財源補正の理由ですか、なぜ国・県支出金が減額になって、その分をそっくり一般財源で補てんしなければならないのか、その財源補正の内容の説明、理由の説明をお願いしたいんですが。

議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） これは、先ほど納谷議員の質問の中でも答弁させていただいたわけでありまして、今回、一般会計のほうから追加をさせていただいて約3億6,000万円余りの額を出すわけでありまして、この当初の国庫支出金見込額の計上が少し過大評価をした中で計上されておりましたので、その分が今回調整をされて減額をされてきたという内容でございますので、制度改正とかそういう内容ではないというふうに、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思うわけでありまして。

議長（根岸 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第13号 平成21年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 町長提出議案第14号 平成21年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議長（根岸 晃君） 日程第20、町長提出議案第14号 平成21年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第14号 平成21年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成21年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,639万9,000円を追加いたし

まして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,089万9,000円とし、歳入歳出予算の補正は款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページを御覧いただきたいと思いますが、第1表、歳入歳出予算の補正でございます。

初めに歳入であります。款3 国庫支出金でありまして、項1 国庫負担金につきましては、交付決定等に伴い55万2,000円の増額であります。項2 国庫補助金は、交付決定等により746万7,000円を減額いたしましたものであります。

それから、款4 支払基金交付金につきましては、項1 支払基金交付金についても交付決定等によりまして515万8,000円の増額であります。

款5 県支出金でありますけれども、項1 県負担金は交付決定等によるものでありまして476万2,000円の増額であるわけでありまして。

款7 繰入金につきましては、項1 一般会計繰入金につきましては、介護給付費繰入金466万9,000円の増額、その他一般会計からの繰入金98万6,000円の減額でございまして368万3,000円の差し引き増額になっているところでございます。

項2 基金繰入金につきましては、介護保険料等の不足を補うため、準備基金から2,971万1,000円を繰り入れいたしました。

それから、歳入の合計でございますけれども、現計予算に対しまして3,639万9,000円を追加いたしました13億7,089万9,000円といたすものでございます。

次に、歳出でありますけれども、款1 総務費、項1 総務管理費につきましては、職員手当等、共済費の補正でございまして49万4,000円の減額であるわけでありまして、これは先ほどの一般国保なしでございまして。

項3 介護認定審査調査費につきましては、要介護認定申請等の増加に伴いまして通信運搬費の不足が6万円ありますので、増額をさせていただきました。

それから、款2 保険給付費につきましては、介護サービスの増加に伴いまして、項1 介護サービス等諸費3,107万6,000円、項3 高額サービス費274万3,000円、項4 高額医療合算介護サービス等費322万3,000円、項5 審査支払手数料1万4,000円、項6 特定入所者介護サービス等費でございますが、32万9,000円の増額でありまして、合わせて3,738万5,000円の増額となっているところでございます。

款4 地域支援事業費、項1 介護予防事業費につきましては、実績によりまして31万3,000円の減額でございます。それから、項2 包括的支援事業、それから任意事業費につきましても、実績によりまして23万9,000円の減額をいたしているところでございまして、合わせて55万

2,000円の減額となるところでございます。

次に、款1の総務費から款4の地域支援事業費でありますけれども、歳入同様、現計予算に対しまして3,639万9,000円を増額いたしまして13億7,089万9,000円といたすものであります。

以上が介護保険特別会計補正予算の提案説明でございます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔以下、上程中の議案について 副町長 山下精治君補足説明〕

以上であります。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第14号 平成21年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件
を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時55分再開

議長（根岸 晃君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 町長提出議案第15号 平成21年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）について

議長（根岸 晃君） 日程第21、町長提出議案第15号 平成21年度上里町後期高齢者医療特
別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第15号 平成21年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成21年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ390万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,731万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

補正予算書の2ページをお開きいただきたいと思いますが、第1表、歳入歳出予算補正になります。

歳入につきましてであります。款1 後期高齢者医療保険料であります。平成21年度の調定額は当初より500万円ほど少ない1億2,916万9,000円と見込まれますので、歳入予算額を334万2,000円減額いたしまして1億2,708万5,000円とするものであります。

当初の予算編成時に埼玉県後期高齢者医療広域連合で試算いたしましたところ、保険料調定見込額より実質の保険料賦課額が少なかったことの減額補正であります。

続きまして、款3 繰入金でありますけれども、これは一般会計からの繰入金でございまして56万1,000円の減額補正となっているところであります。

これは、保険料の軽減分として一般会計から保険基盤安定分の繰入額4,219万7,940円に決定いたしましたので、当初予算との差額分の118万2,000円の増額補正と、それから埼玉県後期高齢者医療広域連合への共通経費分の負担金といたしまして、平成20年度の精算額の調整により減額となりましたので、これらに伴いまして一般会計からの繰入金を減額補正とするものであります。

次に、歳入合計につきましては、390万3,000円を減額いたしまして1億9,731万3,000円とするものであります。

続きまして、歳出であります。款2 後期高齢者医療広域連合納付金であります。歳入で説明いたしましたとおり、保険料収入の減や広域連合への共通経費負担金の確定及び保険基盤安定分の確定によりまして納付金額が決定をいたしましたので、68万3,000円を減額し1億7,864万8,000円とするものであります。

款3 諸支出金、項2 繰出金につきましては、一般会計への繰出金で平成20年度分の精算とし

て、12月補正予算におきまして1,293万4,000円の補正を行ったところでありますが、平成20年度中に収入のあった保険料322万230円を後期高齢者医療広域連合会へ納付しなければならないため減額補正となったわけであります。

歳出合計につきましては、歳入同様390万3,000円を減額いたしまして1億9,731万3,000円とするものであります。

以上が平成21年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案説明でございます。慎重御審議をいただきまして御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔以下、上程中の議案について 副町長 山下精治君補足説明〕

以上が内容です。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第15号 平成21年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 町長提出議案第16号 平成21年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について

議長（根岸 晃君） 日程第22、町長提出議案第16号 平成21年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第16号について説明をさせていただきます。

平成21年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について。

御提案申し上げました議案第16号 平成21年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案第16号 平成21年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ658万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,533万3,000円とするものであります。

2の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページを御覧いただきたいと思いますが、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ658万6,000円を減額し、総額を2,533万3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、款1分担金及び負担金、項1負担金で、今年度公売予定をしておりました一般保留地5カ所が公売できなかったことにより歳入で見込んでおりました予算額3,005万1,000円を減額し、財源の確保といたしまして他会計からの繰入金ということで一般会計からの繰り入れとしまして2,346万5,000円を増額し、繰入金2,396万4,000円を繰り入れ調整したものでございます。

歳入合計につきましては、補正前の額3,191万9,000円に対しまして、補正額658万6,000円を減額いたしまして2,533万3,000円とするものでございます。

次に、歳出でございますが、歳出につきましては、事業費でございますけれども、補正前の額3,181万9,000円から補正額658万6,000円を減額いたしまして2,523万3,000円とするものでございます。

歳出合計につきましては、補正前の額3,191万9,000円から補正額658万6,000円を減額いたしまして2,533万3,000円とするものでございます。

事業費の内容でございますけれども、初めに職員の給料、共済費につきましては102万7,000円の減額でございます。これは給与改定によるものでございますが、委託料といたしまして50万円の減額ございまして、内訳といたしましては事業委託の画地確定調査測量等委託料の請負残10万2,000円、それから物件調査積算等委託料の残額24万9,000円の減額、施行者管理地除草・清掃委託料、請負残が14万9,000円の減額であったわけでありまして、また、工事請負費の街路築造等工事費の残額90万円の減額であります。また、補償補填及び賠償金につきましては、

未契約になっております建物等移転補償費 1 件分、400万円の事業費予算の減額をするものであります。

次に、選挙費でありますけれども、任期満了に伴う土地区画整理審議会委員選挙が無投票となり報酬、需用費の15万9,000円を減額いたしましたものでございます。

また、現時点の事業費ベースの進捗状況でありますけれども、約96.1%でございます。

仮換地指定率は99.7%であり、使用収益開始率は97.2%であり、残り数名の地権者に協力を得まして、事業最終段階である換地処分への事業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上が提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔以下、上程中の議案について 副町長 山下精治君補足説明〕

以上で補足説明とさせていただきます。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第16号 平成21年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 町長提出議案第17号 平成21年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議長（根岸 晃君） 日程第23、町長提出議案第17号 平成21年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第17号 平成21年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成21年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正であります。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ312万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,648万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第1表、歳入歳出予算補正は、歳入2款、歳出2款の構成となっておりますのでございます。

第1表でありますけれども、歳入歳出予算補正の内容説明とさせていただきますが、初めに歳入でございますが、款2繰入金、項1他会計繰入金97万8,000円を減額いたしまして、総額を1億1,051万2,000円といたし、その内訳は消費税還付金並びに公債費利子等を相殺いたしましたものによりまして減額をいたしましたものであります。

次に、款4諸収入であります。214万2,000円の減額の内訳であります。項2受託事業収入37万3,000円の減額と項3雑入176万9,000円の減額であります。この減額の内訳でありますけれども、受託事業収入は、児玉工業団地公共下水道管渠工事の神川町からの負担金の減であり、雑入は、消費税還付金と県工事に伴う下水道管移設補償金の減額によるものであります。

次に、歳出でありますけれども、款1事業費、項1事業費91万5,000円の減額につきましては、人件費でございます。これは先ほど来説明した内容であります。42万6,000円の減額と、それから工事請負費48万9,000円の減額であるわけであります。

次に、款2公債費、項1公債費220万5,000円の減額は、長期債の利子の減額によるものでございます。

以上が提案理由の説明でございます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔以下、上程中の議案について 副町長 山下精治君補足説明〕

以上であります。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。
これより議案第17号 平成21年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 町長提出議案第18号 平成21年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）
について

議長（根岸 晃君） 日程第24、町長提出議案第18号 平成21年度上里町水道事業会計補正
予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第18号 平成21年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）に
ついて。

第1条であります。平成21年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条であります。平成21年度上里町水道事業会計予算、第3条に定める収益的支出の予定額を次のとおり補正するというものであります。

支出でございますけれども、第1款事業費を既決予定額に対しまして152万円を減額いたしまして5億6,020万8,000円といたすものであります。

第1項営業費用の減額補正であります。

次に、第3条でございますけれども、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額2億7,231万5,000円を2億7,223万2,000円に、それから過年度分損益勘定留保資金2億6,718万2,000円を2億6,709万9,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出を既決予定額に対しまして8万3,000円の減額をし2億8,323万2,000円といたすものであります。

第1項の建設改良費の減額補正でございます。

次のページをお願い申し上げますが、第4条、予算第6条の経費の金額を次のとおり改めるものでございます。

職員給与費を既決予定額に対しまして179万3,000円減額し、7,196万8,000円とするものであります。

以上、補正予算(第2号)の説明でございます。

なお、次からが説明書及び附属資料になっておりますが、2ページが実施計画でございます。詳細が予算書の10ページにありますので、御覧をいただきたいと思っております。

3ページで資金計画でありますけれども、支払資金が160万3,000円減額するので、差し引き7億151万8,000円とするものでございます。

4ページから7ページが、給与費明細書でございまして人事異動及び諸制度改正に伴う給与費明細で、4ページ、5ページに総括をされております。

6ページは、給料及び手当の増減額の明細、7ページが給料及び手当の状況、期末・勤勉手当等であります。

次に、8ページ、9ページが予定貸借対照表でございまして、年度末の予定財政状況を表示おるところでございます。

先ほどお示しをしました10ページをお願いしたいと思っておりますが、10ページの説明でありますけれども、収益的収入及び支出の支出であります。内容につきましては、人事異動に伴う給与費の補正でございます。款1事業費でございまして、152万円の減額補正でございますが、詳細については記載してあるとおりでございます。

次に、11ページが資本的収入及び支出の支出であります。収益的支出と同様に給与費の補正で、款1資本的支出8万3,000円の減額補正でございます。

以上が説明でございますので、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(根岸 晃君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(根岸 晃君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第18号 平成21年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（根岸 晃君） 本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時22分散会